



人権いづかぬくもり

知っていますか？「子どもの権利条約」

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

18歳未満の児童（子ども）を、ひとりの人間として大人と同様の権利を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子ども特有の権利も定めています。

前文と本文54条からなり、子どもの「生存」「発達」「保護」「参加」という権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

1989年の国連総会において採択され、日本は1994年に批准しました。



子どもたちには、どんな権利があるの？（「子どもの権利条約」4つの柱）

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



出典：(公財)日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」

飯塚市においても、平成31年4月に「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を施行しました。

子どもは、ひとりの人間であり、安全で安心して生きる権利を持ちますが、ひとりでは生きていけない、弱い存在です。

その弱い存在の子どもの笑顔と笑い声に、私たちおとながどれだけ勇気づけられていることでしょうか。

子どもは親にとっての宝だけでなく、社会の宝、活力の源、未来への希望です。

その子どもを守るのは、わたしたちおとなの責任です。

全ての子どもたちが、虐待や育児放棄から守られ、愛される幸せを実感しながら成長できるように、市民みんなで、子育てしやすい環境をつくり、子どもの命と育ちと笑顔を守るため、この条例を制定します。

みんなで子どもを守りましょう。

「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」前文より抜粋

人権相談事業 新型コロナウイルス感染症による偏見や差別は許されません。困り事があれば相談を！

部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する相談をお受けします。(相談無料・秘密厳守・出張可能)

【人権相談員などによる「人権相談」】

【弁護士による「法律相談」】

◆申込み：人権・同和政策課(☎0948-43-4764)

◆「人権相談」窓口

平日	本庁4階 人権・同和政策課	8時半～17時15分
毎月第1・3木曜日	筑穂人権啓発センター	10時～正午
	穂波人権啓発センター	14時～16時
毎月第2・4月曜日	庄内交流センター別館	10時～正午
	額田交流センター	14時～16時

●みんなの人権 110 番 ☎0570-003-110 ●子どもの人権 110 番 ☎0120-007-110 ●女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
インターネットでも相談を受け付けています。ホームページ、または右のQRコードからも受け付けできます。

